

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区における全世界的補修業務実行に関する実施意見の公布に関する通知

【発布機関】上海市商務委員会、上海市經濟情報化委員会、上海税関、上海出入国検査検疫局、中国(上海)自由貿易試験区管理委員会

【発布番号】滬商機電[2013]698号

【発布日】2013-09-28

【実施日】2013-09-28

【時限性】現行有効

【効力等級】地方規範性文書

【全文】

上海市商務委員会、上海市經濟情報化委員会、上海税関、上海出入国検査検疫局、中国(上海)自由貿易試験区管理委員会の中国(上海)自由貿易試験区における全世界的補修業務実行に関する実施意見の公布に関する通知

滬商機電[2013]698号

各関連単位宛:

中国(上海)自由貿易試験区における全世界的補修業務実行に関する実施意見は、すでに上海市商務委員会、上海市經濟情報化委員会、上海税関、上海出入国検査検疫局、中国(上海)自由貿易試験区管理委員会から承認を受けており、現在皆さんへ公布し、これに基づき実施するものとする。

上海市商務委員会

上海市經濟情報化委員会

上海税関

上海出入国検査検疫局

中国(上海)自由貿易試験区管理委員会

2013年9月28日

中国(上海)自由貿易試験区における全世界的補修業務実行に関する実施意見

中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)の建設を推進し、先端製造業及びハイエンド貿易サービス業の結集発展を促進し、試験区内企業の全世界的補修業務(以下「補修業務」という)に対する管理を規範化するため、ここに業務の定義、企業参入、税関監督管理、検査検疫などの複数面から、以下の実施意見を提起する。

一、業務の定義

1. 本意見でいう補修業務とは、試験区内の企業が国内外から持ち込まれた部品の破損、一

部機能の喪失、又は欠陥の発生を伴う貨物に対し、検査測定、補修を行う経営活動を指す。補修対象貨物には、補修待ち貨物、補修済み貨物、補修用の保税部材、補修によって取り替えられた破損物が含まれる。

二、企業参入

2. 自由貿易試験区管理部門は、本管轄区域の全世界的補修業務に関する管理作業に全面的な責任を負う。プロジェクト認可においては、関連輸出入政策を厳格に実施し環境リスクを有効にコントロールする前提で、「ハイテク、高付加価値、無汚染」という原則に注意する必要がある。

3. 補修業務に従事する企業は試験区内で登録され、工商部門の登記を経て、然るべき経営範囲を取得し、商品検査、税関などの部門の審査確認、監督管理条件を満たし、試験区内に関連業務を実施する場所を有する、信用度の高い、管理体制が整った独立法人企業でなければならない。

三、税関監督管理

4. 税関は補修対象貨物に対し有効な監督管理を行い、原則として補修対象貨物が「持ち込まれた所から持ち出す」ことを保証するものとする。国外から区内に持ち込まれ、補修後に出国する補修対象貨物については、保税監督管理を実施する。国内の区外から区内に持ち込まれ、補修後に区外へ出る補修対象貨物については、消費した保税部材費及び修理費(検査測定費を含む)に基づいて徴税する。国内の区外から区内に持ち込まれる補修対象貨物については、輸出税還付通関書類を発行しない。

5. 試験区を出入りする補修待ち貨物及び補修済み貨物は、「修理物品」の方式に照らして申告する。企業の補修用保税部材、補修によって取り替えられた破損物は、実際の状況に応じて加工貿易の関連方式に照らして申告する。

6. 企業の補修対象貨物は税関が定める期限内に国外又は区外へ送り返さなければならない。税関は国外から区内に持ち込まれ、補修後、何らかの事情により輸入の必要があり国外へ送り返せない場合に対し、輸入貨物の関連規定に照らして監督管理を受ける。

7. 国外から区内に持ち込まれた貨物が補修により取り替えられた破損物は、原則として国外に送り返さなければならない。国外に送り返せない場合、税関は「税関総署、環境保護部、商務部、品質監督検査検疫総局の輸出加工区における端材、廃品、不良品の出区処理に関する通知(署加発[2009]172号)」の関連規定に照らして執り行う。国内の区外から区内に持ち込まれた補修対象貨物に生じた中古部品及び破損部品については、税関は規定通りに照合消し込みの上通関検査を行う。

四、検査検疫

8. 国外から区内に持ち込まれる全ての補修対象貨物については、検査検疫機関が輸入中古機電製品管理制度に照らして検査監督管理を実施する。

9. 試験区内で国外から区内に持ち込まれる貨物につき補修業務を行う企業については、検査検疫機関が「簡易認可+輸入照合消し込み+周期的な監督管理」の検査監督管理方式を実施する。即ち、入国補修用中古機電製品は認可手順(簡素化された届出)を実施することができる。入国補修用低リスク中古機電製品は海外での積載前検査を免除することができる。検査検疫機関は企業に対する周期的な監督管理をもって入国補修用中古機電製品に対するロット毎の受入検査に取って代わる。

10. 国内の区外から試験区内に持ち込まれる補修対象貨物については、検査監督管理を実施しない。

11. 管理効率を引き上げ、検査検疫通過速度を増すため、自由貿易試験区内で補修業務に従事する企業は関連業務の実施に必要な貨物の試験区出入り情報を検査検疫機関へ申告し届出を行うものとする。

五、その他

12. 本意見は公布の日から施行する。実施細則については、各関連職能部門が公布する具体的な管理弁法に準ずる。